

事業者のみなさまへ

～ 犯罪被害にあわれた方の
被害回復にご配慮を ～





目次

大阪府犯罪被害者等支援条例

→ 2ページ

犯罪被害者の方々の状況

→ 3ページ

具体事例

→ 4ページ

みなさまに考えていただきたいこと

→ 5ページ

犯罪被害者等早期援助団体について

→ 6ページ

大阪府の取組

→ 7~8ページ

相談窓口

→ 9~10ページ

大阪府犯罪被害者等支援条例

理念

- 犯罪被害者等の尊厳と権利が尊重されること
- 被害者等が置かれている状況・事情に応じて適切に支援すること
- 必要な支援が途切れることなく提供されること
- 関係者相互の連携及び協力の下で支援を推進すること

府の責務

犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定及び実施

府民の責務

- 犯罪被害者等が置かれている状況・支援の必要性の理解
- 二次被害への配慮
- 犯罪被害者等支援に関する施策への協力

事業者の責務

- 犯罪被害者等が置かれている状況・支援の必要性の理解
- 事業活動を行うに当たっての二次被害への配慮
- 犯罪被害者等支援に関する施策への協力

犯罪被害者の方々の状況

犯罪被害に遭うと、心に深い傷を負いながらも、生活をする中で様々なことを経験します。

【事件後、経験すること】



こうした被害を軽減・回復するためには、犯罪被害者等の方々が仕事を続けられることが重要な意味を持っています。

しかし、現状では…

- ◆ 心身の不調による**仕事の能率の低下**
 - ◆ 会社に迷惑をかけているとの思いから生じる**ストレス**
 - ◆ 治療のための**通院**や裁判への出廷等のための**欠勤**
- などにより、
仕事を続けたくても辞めざるを得ない状況に置かれることも少なくありません。

仕事を続けながら被害回復を図るためには、
職場の配慮や支えが必要です。

具体事例

被害にあった時、起こり得ることと会社への影響

【被害者が支援センター（P6参照）で語ったことば】

- 「電車の中で痴漢の被害にあった後、満員電車に乗れなくなりました」
- 「接客業をしていましたが、暴力事件にあい人前に出るのが怖くなりました」
- 「車での営業職をしていましたが、交通事故にあったため車に乗れなくなりました」
- 「被害にあい通院のため定時の出社ができなくなりました」
- 「捜査のための事情聴取や裁判のため欠席せざるを得なくなりました」



【こんな制度があって助かりました】

● 短時間勤務

「事件前までは、息子は学童保育から帰って留守番ができていたのに、事件後は日が暮れると不安がるようになりました。私が早めに退社できるようになり助かりました。」

● 配置転換

「販売員として店舗に勤務していた時、強盗の被害にありました。それ以降、接客が怖く、会社を辞めるしかないと思っていたところ、事務職に配置転換をしてもらい、仕事を続けることができました。」

● 特別な休暇 → P5へ

「事件後、様々な手続きや警察、検察庁での事情聴取などで会社を休まなければならないことが増えました。上司から特別な休暇制度を活用することを勧められました。」

みなさまに考えていただきたいこと

犯罪被害者等の方々の仕事が続けられるようにするため、年次有給休暇だけではなく、**被害回復のための休暇制度の導入**について考えてみませんか？この休暇の具体的な導入方法としては、以下のようなのを考えられます。

● **既存の特別な休暇制度**を活用

既に病気休暇や裁判員休暇等の特別な休暇制度を導入している企業であれば、その制度の対象として、犯罪被害者等を含めることを就業規則等において明示することなどが考えられます。

● 各企業における特別な休暇制度の一つとして

「犯罪被害者等休暇制度」を創設

どのような犯罪被害を休暇制度の対象に含めるのか、また、休暇の付与日数を何日とするのかなど、各企業の労使で十分に話し合うことが必要です。

こうした休暇制度の導入のほか、以下のような対応も考えられます。

● 社内広報等において、犯罪被害者等となった従業員については、それぞれのケースに応じて

必要な休暇を付与する旨を周知

休暇制度の対象に「犯罪被害者等」が明記されていない場合も、犯罪被害者等となった従業員は休暇の取得が可能であることを周知することにより、従業員に安心感を与えることができます。

犯罪被害にあわれた方々が**仕事を辞めることなく、精神的・身体的被害を軽減・回復できるような取組**をお願いします。

犯罪被害者等早期援助団体について (被害者支援センター)

都道府県公安委員会が指定する、犯罪被害等の早期の軽減に資する事業を適正かつ確実に行うことができると認められた非営利法人は、民間支援団体として、次の事業を行います。

- (1) 被害者等に対する援助の必要性に関する広報啓発活動
- (2) 犯罪被害等に関する相談
- (3) 犯罪被害者等給付金の裁定の申請補助
- (4) 物品供与又は貸与、役務の提供その他の方法による被害者等の援助 等

大阪府内では、平成 20 年 9 月に NPO 法人**大阪被害者支援アドボカシーセンター**が指定されました。同センターでは、電話や面接による相談のほか、警察署や裁判所への付添支援や裁判の代理傍聴などの支援を行っています。

 相談電話 **06-6774-6365**



大阪被害者支援
アドボカシーセンター
キャラクター

会社でできる社会貢献のご案内

事件や事故の被害にあわれた方への支援にご協力ください

あなたのご寄附が、犯罪被害にあわれた方やそのご家族、ご遺族の支援活動に使われます。

● 社会貢献型自動販売機



清涼飲料の売上の一部が大阪被害者支援アドボカシーセンターへのご寄付になります。



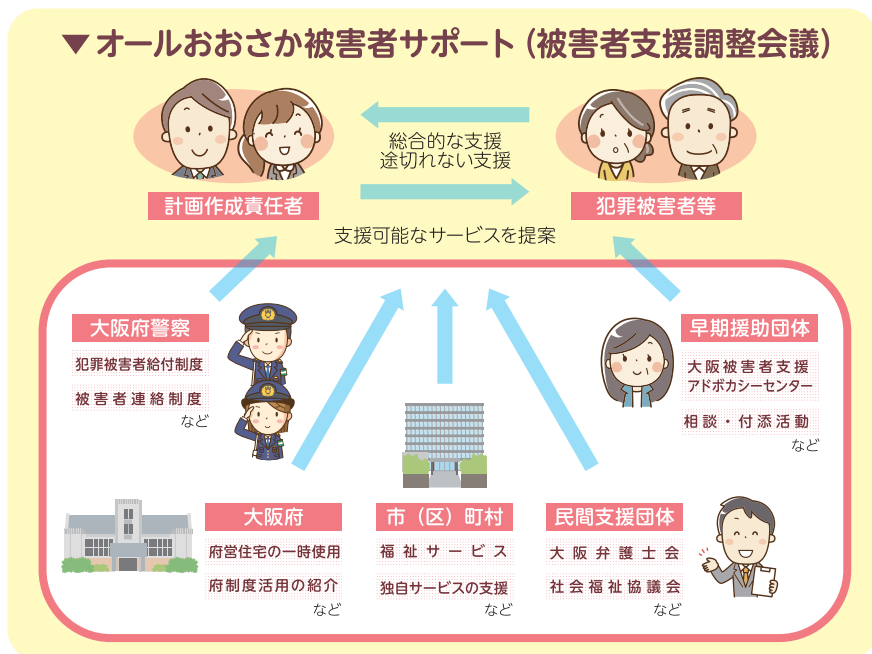
● 金券 de 支援

ご寄贈いただいたチケット・金券・切手等の売却代金が大阪被害者支援アドボカシーセンターへのご寄付になります。



大阪府の支援体制

犯罪被害に遭い、お困りの方がおられましたら、「**オールおおさか被害者サポート（被害者支援調整会議）**」をご案内ください。本会議は、大阪府犯罪被害者等支援条例第 19 条(*)に基づき設置されたもので、相談者個別の「支援計画」を作成し、関係機関が連携して支援を提供しています。



- **対象者**：身体に傷害を負う重大な犯罪被害等にあわれたご本人（大阪府民）及びそのご家族、ご遺族
- **相談先**：大阪被害者支援アドボカシーセンター
(06-6774-6365)

※大阪府では、本会議の運営及び支援計画作成業務を大阪被害者支援アドボカシーセンター（6ページ参照）へ委託しています。

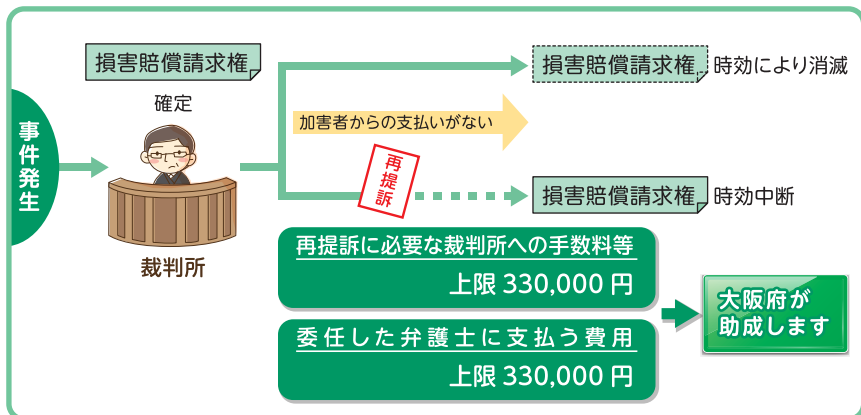
***第19条**

府は、犯罪被害者等早期援助団体及び関係市町村とともに総合的な犯罪被害者等支援を一体となって実施するため、被害者支援調整会議を設置する。

2 被害者支援調整会議は、民間支援団体その他の関係機関と緊密に連携し、犯罪被害者等が、当該関係機関のいずれに支援を求めた場合においても同様に必要とする支援が受けられるよう努めるものとする。

再提訴費用の助成

民法では、民事裁判で確定した損害賠償請求権の時効を10年と定めていますが、時効成立を免れるため、再び裁判を起す場合の費用は、被害者側の負担となっています。その負担を少しでも軽減するために、一定の要件に基づき、大阪府が助成します。



お住まいに関すること

民間賃貸住宅の仲介等に関する支援制度

大阪府内に居住中に、殺人等の犯罪により住居に居住することが困難となった犯罪被害者等を対象に、民間賃貸住宅物件の情報提供を行うとともに、その物件の契約を結ぶ際の**仲介手数料が無料**となる支援制度です。

府営住宅の一時使用の実施

殺人等の犯罪により自宅に住めなくなった犯罪被害者等へ、短期的な居住の場を提供するため、府警察本部と連携して、**府営住宅の一時使用**（目的外使用）を実施しています。対象の住宅には、冷蔵庫や洗濯機、エアコン等の生活用品を備えています。



相談窓口

性犯罪・性暴力被害関係

● 大阪府性犯罪・性暴力被害者のための ワンストップ支援センター「ウイズユーおおさか」

被害にあったあなたは悪くありません。
つらいこと、不安なことについて一人で抱え込まず、
まずは「ウイズユーおおさか」に話してみませんか。
無料で相談できますので、まずはご相談ください。



#8891 全国共通フリーダイヤル
(通話料無料)

または 06-7494-3683 (通話料有料)



どうすればいい？
わからない…



家族や周りの人でも
相談できます

一人じゃ
こころ細い…



病院などに
同行できます

お金のこととか
心配…



医療費の助成も
相談できます

こころが辛い、
なんとかして…



心理的支援を
受けられます

性的な画像を
撮られた…



不安に思ったら
話してください

法律のこととか
わからない…



法的なことも
力になれます

● 男性のための性被害相談窓口「おおさか男性の性被害相談」

月2回、金曜日の午後4時30分から午後8時、電話での相談を実施します。



相談電話 06-4303-4011



開設日等の詳細はこちら ▶

相談全般

NPO 法人 大阪被害者支援 アドボカシーセンター	電話相談・面接相談・直接的支援（警察、 検察庁、裁判所、医療機関等への付添い、 代理傍聴、マスコミ対応等）	06-6774-6365 <10時～16時（土日祝・年末年始休み）>
大阪弁護士会 総合法律相談センター	犯罪被害者弁護ライン	06-6364-6251 <火：15時～18時>
大阪地方検察庁	被害者ホットライン	06-4796-2250（FAX：06-4796-2242） <9時～12時・13時～17時 （土日祝・年末年始休み）>
法テラス （日本司法支援センター）	犯罪被害者支援ダイヤル	0120-079714 <月～金：9時～21時 / 土：17時まで>
警察の総合相談	警察相談室（大阪府警察本部）	#9110 06-6941-0030 <24時間対応>
大阪保護観察所	受刑者及び 保護観察対象者に関する 被害者からの相談	06-6949-6522 <9時～17時（土日祝・年末年始休み）>

こころの健康相談

大阪府こころの 健康総合センター	06-6607-8814 <月・火・木・金（年末年始・祝日除く）9時30分～17時>
大阪府保健所	各保健所については、ホームページをご覧ください https://www.pref.osaka.lg.jp/o100010/chikikansen/hokensyo/syozaichi.html

被害者別専門相談<（警）は、大阪府警察本部所管>

性犯罪被害者	性犯罪被害 110 番（警）	0120-548-110 もしくは #8103 <24時間対応>
	大阪府性犯罪・性暴力被害者の ためのフストップ支援センター 「ウィズユーおおさか」	#8891 または 06-7494-3683 <24時間対応>
少年相談	グリーンライン（警） 子どもの悩みや非行などの相談	06-6944-7867 <9時～17時45分（土日祝・年末年始休み）>
ストーカー	ストーカー 110 番（警）	06-6937-2110 <24時間対応>
暴力団関係	暴力団・拳銃 110 番（警）	06-6941-1166 <24時間対応>
	大阪府暴力追放推進センター	06-6946-8930 <9時30分～17時（土日祝休み）>
児童虐待	児童相談所虐待対応ダイヤル	189 <24時間対応>
配偶者暴力	大阪府女性相談センター	06-6949-6022 <9時～20時（年末年始、祝日休み）> 06-6946-7890 （夜間・祝日 DV 電話相談）<上記以外の時間>
	大阪府子ども家庭センター （DV 相談専用電話）	府内各地域ホームページをご覧ください（※）

※ <https://www.pref.osaka.lg.jp/o090180/kodomokatei/dvsoudan/index.html>

雇用・労働関係

就労支援	OSAKA しごとフィールド	06-4794-9198 <月～金：9時30分～20時 / 土：16時まで> （日祝・年末年始休み）
労働相談	労働相談センター （大阪府労働環境課）	06-6946-2600（労働相談） 06-6946-2601（セクハラ・女性相談） 06-6946-2608（テレワークサポートデスク） <日常相談…月～金：9時～12時15分・ 13時～18時、夜間相談…木：～20時 （祝日の場合翌日）> （日祝・年末年始休み、テレワークサポート デスクは夜間相談なし）

11月1日～12月1日は 「犯罪被害者週間」 です

平成18年度から毎年、犯罪被害者等基本法の成立日である12月1日までの1週間を「犯罪被害者週間」とし、国や地方公共団体、民間団体などが犯罪被害者等への理解を深めるための啓発事業を実施してきました。令和7年度からはこの取組を拡充し、11月1日から12月1日を「犯罪被害者週間」として集中的に広報活動を行っています。この機会に、家族や地域、学校など身近な場で、犯罪被害について改めて考えてみましょう。

「犯罪被害者週間」取組の一例



© 2014 大阪府もずやん

啓発展示（大阪府立中央図書館）



© 2014 大阪府もずやん

犯罪被害者支援に関するパネル等の展示や関係図書を紹介



ホンデリング ～本で広がる支援の輪～

犯罪被害者等支援に役立つチャリティプロジェクトです。

不要になった本やCDがありましたら、ご寄贈ください。それらの査定金額が、犯罪被害に遭われた方々への支援活動を行っている犯罪被害者早期援助団体へのご寄付になります。



ホンデリングについて詳しくはこちら→



大阪府 治安対策課 (06-6944-7506)

令和8年3月発行